

90 地域農業経営再開復興支援事業

【復旧・復興対策分1, 129百万円】

【うち復興庁計上分1, 129百万円】

対策のポイント

東日本大震災により被害を受けた地域において、経営再開マスタープランを作成し、プランの実現に向け農地集積等に必要な取組を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により、約2.4万haの農地が冠水するとともに、農業関係施設も大きな被害を受け、これまで個別農家、集落営農等が担ってきた農業生産体制や、それを支えてきたコミュニティが崩壊しました。
- ・このような状況にあって、地域農業の復興を図るためには、農家同士が地域農業のあり方について徹底した話し合いを行い、それを基に、さまざまな戦略を考え、経営再開につなげていくことが必要です。
- ・このため、被災農家経営再開支援事業で設立された復興組合などをベースに、集落・地域での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定めた経営再開マスタープランを作成し、プランの実現に向け農地集積等に必要な取組を支援することにより、被災地域において中心となる経営体の経営再開と地域農業の復興を図ります。

政策目標

被災地域において中心となる経営体の経営再開と地域農業の復興を実現

<主な内容>

1. 経営再開マスタープラン作成事業

108百万円

津波の被災市町村等が、集落レベルでの話し合いに基づき、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）、そこへの農地の集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）等を記載した経営再開マスタープランを作成するための取組に対して支援します。

※ 経営再開マスタープランの検討会メンバーの概ね3割以上は女性とします。

2. 経営再開マスタープラン実現支援事業

(1) 被災地域農地集積支援金

984百万円

津波の被災市町村において、離農者又は農地の相続人等が、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に対して、農地の6年以上の貸付け（農作業委託も含む）についての契約の締結を10年以上委任（相手方を指定しないものに限る）した場合に、3万円/10aを交付します。

(2) 被災農業者経営能力向上事業

37百万円

復興後の経営再開に向けて、経営再開マスタープランに位置づけられた地域の中心となる経営体が行う経理能力や生産技術等の習得に必要な研修費用等を助成します。

補助率：定額
事業実施主体：津波被害を受けた50市町村等

お問い合わせ先：

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1、2の(2)の事業 | 経営局経営政策課（03-6744-0577（直）） |
| 2の(1)の事業 | 経営局農地政策課（03-6744-2151（直）） |